

淡路広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和57年9月1日
条例第8号

改正 平成22年2月24日 条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ企業長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、企業長が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月24日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。